

～ 令和 5 年度の加算届等の提出について ～

1 令和 5 年度加算届の提出について（資料 ）

毎年度当初に変更の有無に関わらず、加算届の提出が必要です。加算要件等の内容を確認した上で届出を行ってください。**なお、令和 4 年度に加算等を算定している事業所においても、今回届出書の提出がなければ、令和 5 年度に加算等の算定は認められませんので、御注意ください。**

(1) 提出の必要がある事業所

原則全ての、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、相談支援事業所、障がい児通所支援事業所

ヘルパー事業所、相談支援事業所で届出が必要な加算を算定しない場合のみ提出は不要

(2) 提出書類

事業種別ごとに定める加算届書類一覧表に記載のある書類

(3) 提出期限

令和 5 年 4 月 14 日（金）期限厳守

郵送にて提出する場合のみ 15 日（土）消印有効

2 令和 5 年度加算届の提出（日中一時支援事業）について（資料 ）

岡崎市指定日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。令和 5 年度に当該加算を算定する事業者は、加算届を提出してください。**なお、令和 4 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和 5 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。**

(1) 提出の必要がある事業所

日中一時支援事業所で令和 5 年度に次のいずれかの加算を算定する事業所

低所得者食事提供加算 未就学児受入加算 医療的ケア加算

(2) 提出書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧（別紙 5）」に記載のある書類

(3) 提出期限

令和 5 年 4 月 14 日（金）期限厳守

郵送にて提出する場合のみ 15 日（土）消印有効

3 令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書提出について（資料 ）

福祉・介護職員処遇改善加算等は年度ごとの届出となっており、令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善加算等を算定される事業者は必ず届出が必要です。令和 5 年度に当該加算を算定する事業者は、障がい福祉サービス等処遇改善計画書を提出してください。**なお、令和 4 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和 5 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。**

(1) 提出方法等

資料 に示すとおり。

(2) 提出期限

令和5年4月14日(金)期限厳守

郵送にて提出する場合のみ15日(土)消印有効

4 令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告提出について

福祉・介護職員処遇改善加算等を算定している事業者は、賃金改善の実績報告が必要です。届出先は令和4年度障がい福祉サービス等処遇改善計画書を提出した行政機関(年度途中で提出先が変更になった場合は変更後の行政機関)と同一となります。岡崎市にある事業所であっても提出先が岡崎市とは限りませんので御注意ください。

(1) 提出方法等

実績報告については令和4年度用の様式を用いて御提出ください。

(令和4年度実績報告書が、令和5年3月10日付け障障発0310号第1号事務連絡で一部改正されており、過去のいずれとも様式が異なります。準備が整い次第、市HPに掲載します。)

詳細については別途通知にてお知らせする予定です。

(2) 提出期限

令和5年7月31日(月)

なお、令和4年度における最終の給付費の支払が遅れている場合は、提出期限が延長されますので、事前に御連絡ください。

～ 令和5年度の変更点及び再確認いただきたい重要事項～

5 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて（資料）

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについては、資料 のとおり、**令和5年5月7日**まで運用していきます。これらの取扱いは「新型コロナウイルス感染症」を原因とする事例においての取扱いであることに御留意ください。

6 情報公表制度の更新手続きについて

平成30年4月から障がい福祉サービス等情報公表が制度化されました。障がい福祉サービス等情報公表システムを用いて、サービス情報を公表することとされています。また、障がい福祉サービス等情報の公表は、毎年5月頃に既存の入力がリセットされ、改めて年度単位での更新が必要です。詳細については別途通知にてお知らせする予定ですが現段階でのスケジュールは以下のとおりです。

更新入力が可能となる時期：5月初旬

更新入力完了時期：**令和5年7月31日（月）**

なお、未だに一度も障がい福祉サービス等情報公表システムへの入力がない事業者が見受けられません。福祉・介護職員等特定処遇改善加算において令和5年度から算定要件としている特定加算に基づく取組の公表（見える化）について、本システムを利用した報告（情報公表）機能の提供があるため、速やかな対応に努めてください。

7 災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年9月1日より、災害時情報共有システムの運用が開始されています。

本システムの対象となる施設・事業所の情報は、既存の障がい福祉サービス等情報公表システムに登録された情報と連携することとされており、施設・事業所による登録が未了（メールアドレス含む）又は自治体への申請がされていないことにより公表されていない施設・事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告が行えなくなるため、登録していない事業者におかれましては、必ず登録をお願いします。

8 自己評価結果等未公表減算等の取り扱いについて

児童発達支援、放課後等デイサービス事業者及び就労継続支援A型事業者は、ガイドライン又は評価基準に基づいた自己評価を実施し、その結果及び改善内容を1年に1回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づけられています。また、この公表方法及び公表内容を指定権者に届出していない場合については減算の対象となります。岡崎市では、障がい福祉サービス等情報公表システム（以下「WAMNET」という）に公表場所（URL）又は所定の様式を登録することをもって公表の報告があったものとします。

なお、WAMNETによる公表は、毎年5月頃に既存の入力がリセットされ、改めて年度単位での更新が必要です。詳細については別途通知にてお知らせする予定ですが、現段階でのスケジュール及び公表における留意点は以下のとおりです。

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス事業者

更新入力が可能となる時期：5月初旬

届出締切 **：令和5年7月31日(月)**

未届の事業者については8月サービス提供分から当該状態が解消されるに至った月まで減算適用適切に掲載されていない場合も減算の対象となりますので、後日送付の通知を確認してください。

(2) 就労継続支援A型事業者

「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、毎年度4月中に公表することとされていることから、別紙2-1及び2-2の様式の公表が、**4月28日(金)までに確認できない場合は減算の対象**となります。公表の方法については、インターネットを利用した公表を原則とし、4月に提出する介護給付費等算定に係る体制等に関する届出に添付の「別紙51 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」に別紙2-1及び2-2の様式が掲載されている事業者ホームページ等のURLを記載すること。また必要に応じて、地域連携活動の実施状況に係る報告書や経営改善計画書も併せて公表すること。別途通知でもお知らせする予定です。

なお、WAMNETにおいても、評価の結果をアップロードすることが可能です。例年5月上旬に「処理状況」がすべて「未申請」となる関係で、5月上旬以降にWAMNETの申請を行う必要がありますので、その際に併せて公表すること。（「処理状況」はリセットされますが、すでに公表済みのデータは更新されるまでそのまま掲載されます。）

9 虐待の防止のための措置の義務化について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、**虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置、研修の実施及び担当者の設置が令和4年4月から義務化**されました。

なお、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、厚生労働省から「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（暫定版）」が示されています。市ホームページ（ページID 015594）にリンクを掲載しておりますので、参考としてください。

また、運営規程の虐待防止に関する規定で「措置を講ずるよう努める」となっている場合、「措置を講ずる」と変更し、虐待防止委員会の設置や従業者への研修について規定されていない場合、文言を追加してください。

10 身体拘束等の適正化のための措置の義務化及び身体拘束廃止未実施減算について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、**身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備及び研修の実施が令和4年4月から義務化**されました。

なお、令和5年4月から上記の取組が「身体拘束廃止未実施減算」の要件に追加され、**身体拘束の対象者がいなくても、事業所側で身体拘束に対応できる体制が整っていない場合、減算の対象**となります。

11 業務継続計画（BCP）の策定等について（資料）

新型コロナウイルス感染症等の感染症の蔓延、地震や風水害の発生など大災害といった緊急時にお

いて重要な事業を継続、または早期に復旧させるためには、BCP（事業継続計画）を策定することが重要です。

特に、緊急時に自ら判断行動することが困難な障がい児者に関しては、支援者による的確な支援が不可欠です。そのため、障がい児者が日常的に利用する障害福祉サービス事業所等においては、緊急時に利用者への支援等の事業継続、または早期に復旧させるための計画をあらかじめ策定することは大きな意味があり、**全ての障害福祉サービス等事業者はBCP（事業継続計画）を策定し、その内容を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務づけられています。**（経過措置：令和6年3月31日）

資料 のとおり、BCP（事業継続計画）の作成のポイントについてまとめておりますので、参考として御確認いただき、速やかに御対応いただきますようお願いいたします。

12 感染症の予防及びまん延の防止等に関する取組について

事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、**全ての障害福祉サービス等事業者は感染対策委員会を開催し、その結果を従業者に周知するとともに、指針を整備し、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務づけられています。**（経過措置：令和6年3月31日）

なお、厚生労働省から「障害福祉サービス事業所における感染対策指針作成の手引き」が示されています。市ホームページ（ページID 015594）にリンクを掲載しておりますので、参考としてください。

13 障害者総合支援法の一部改正について（資料）

指定に係る内容は、以下の点となります。詳細は資料 を御確認ください。

(1) 共同生活援助の支援内容について（令和6年4月1日施行）

一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが法律上明確化されます。

(2) 「就労選択支援」の創設（公布後3年以内の政令で定める日施行）

就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施します。

14 障害児通所支援事業所における送迎バス等の安全装置等の導入支援について（資料）

厚生労働省より「こどものバス送迎・安全徹底プラン」等が示され、障害児福祉施設における送迎に関して、令和5年4月施行にて、以下の（1）及び（2）が義務化されることとなりました。

(1) 児童の乗降時における点呼等による所在確認

（対象サービス）指定障害児入所施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス
（児童発達支援センターを含む）

園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在確認をすること。

(2) 障害児の送迎用の自動車（ ）への安全装置の装備

(対象サービス) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス(児童発達支援センターを含む) 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止するための装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の(1)の所在確認をすること。

なお、(2)については、施行後の経過措置があり、安全装置を備えることが困難である場合において、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講じることとして差し支えない。

※通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車は(2)の義務対象外です。詳細については、資料 の厚生労働省からの関係通知を御確認ください。

15 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の更新について

サービス管理責任者等研修には、一定の実務経験を有し、障害福祉サービス事業所等でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になろうとする方が受講する「基礎研修」と、基礎研修修了後2年以上の実務経験を経て、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての資格を取得するために受講する「実践研修」、実践研修修了後5年ごとに受講する「更新研修」の3種類があります。

平成30年度末までにサービス管理責任者等研修を修了した方は、研修制度の見直しに伴う経過措置として、令和5年度末までに更新研修を修了する必要があります。期限までに更新研修を修了しない場合は、令和6年3月末でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の**資格が失効**しますので、御注意ください。

16 障がい福祉サービス経験者の廃止について

令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定障がい児通所支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、障がい福祉サービス経験者についても、基準人員に含めることができるものとされていますが、令和5年4月1日以降当該経過措置は廃止されますので、留意すること。

17 障がい児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて(資料)

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

つきましては、資料 に示す要件等を確認いただいた上で、毎月の報酬の請求にあたり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否について、市ホームページ(ページID 012902)に掲載している定員超過確認シートを用いて確認してください。特に「災害、虐待その他のやむを得ない事情」については、安易に適用することのないよう制度趣旨の理解に努めてください。

なお、本取扱いについては、新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の基準の臨時的な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

18 就労支援事業会計の運用ガイドラインについて(資料)

令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所における就労継続支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究」において、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」が作成されました。

本ガイドラインは、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社発第1002001号社会・援護局長通知）及び「『就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて』の一部改正に伴う留意事項の説明」（平成25年1月15日社会・援護局障害保健福祉部障害者福祉課事務連絡）において示している就労支援の事業における会計処理について、会計処理の実例や留意すべき事項等を、網羅的かつ分かりやすく示すことで、就労系障害福祉サービス事業所等を運営する法人の会計処理が円滑に行われる一助となることを目的にまとめられたものです。

就労支援事業者におかれては、本ガイドラインを活用し、適切な会計処理を行っていただきますようお願いいたします。

19 生活介護等事業における医師の配置について（資料）

原則、指定生活介護事業、指定児童発達支援事業（児童発達支援センター及び重心型）及び指定放課後等デイサービス事業（重心型）においては、人員基準上、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師又は嘱託医（以下「医師」という。）を配置する必要があります。つきましては、医師が利用者全員の健康状態の把握等のため、**原則月1回以上**の勤務を行ってください。

なお指定生活介護事業においては、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いができることとされていますが、報酬算定上、医師未配置減算の適用となることに留意すること。

20 就労継続支援事業における達成指導員の職務内容について（資料）

就労継続支援事業における賃金向上達成指導員及び目標工賃達成指導員の職務内容について、加算の趣旨に基づき、賃金向上計画又は工賃向上計画の達成に資する職務を行うようにしてください。当該事業における職業指導員や生活支援員の職務とは明確に区別すること。

21 送迎の実費徴収について（障がい児通所支援）

これまで障がい児通所支援事業において送迎サービスを提供する場合、利用者から、送迎サービスに要する実費（燃料費等）の支払いを受けること（送迎加算を算定している場合は加算額を超える部分のみ）を認めてきたところですが、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成24年3月30日障発0330第31号）」において、送迎加算以外の実費徴収が規定されておらず、厚生労働省からも徴収は認められない旨の説明がありました。今後本市においても、同様の運用といたしますが、既に送迎における実費徴収を行っている利用者のいる事業所につきましては、利用契約等の運営への影響を考慮し、令和5年度内を目安に速やかに御対応いただきますようお願いいたします。

これに伴い、運営規程の利用者負担額等の受領に関する規定における該当部分の削除をお願いいたします。

22 管理者の兼務について

適正なサービス提供のために、職員の兼務には制限があります。管理者の兼務について、次のように制限していますので、各事業所管理者の配置について、改めて御確認いただき、適正な配置をお願いします。

管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障のないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。(ア又はイのどちらかに限る)

ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従事者としての職務に従事する場合

2つの職種に限る

イ 当該事業所以外の他の障がい福祉サービス事業所又は障がい者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

管理者以外の職種と兼務する場合には、管理者としての勤務時間として常勤の勤務する時間の半数以上は確保すること。

居宅介護事業所及び障がい児通所支援事業所については、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する事業所に限る。

異なる職種の兼務については、2つの兼務に限る。

管理者同士のみでの兼務については、3箇所に限る。

【例】 事業所Aの管理者と生活支援員の兼務

× 事業所Aの管理者とサービス管理責任者と生活支援員の3つの兼務

事業所Aの管理者と事業所Bの管理者の兼務

× 事業所Aの管理者と事業所Bの管理者・サービス管理責任者の兼務

× 事業所Aの管理者と事業所Bの管理者・生活支援員の兼務

< 1つの管理者業務として認められる範囲 >

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援・介護保険法上の訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する事業所の管理者

多機能型事業所の管理者(従業員の員数等に関する特例によらない場合を除く)

障がい者支援施設で実施する日中活動サービス(生活介護など)・施設入所支援・短期入所の管理者

本体施設(短期入所・日中活動系事業所)の管理者と日中一時支援(単独型を除く。)の管理者

～ その他の留意事項 ～

23 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

指定申請書類の受理は月末締切で、翌々月 1 日付けで指定します。また、申請書類の内容に不備がなくなったときに受理します。期間に余裕をもって、予め相談してください。

指定を受けるには事業所が各種法令に適合している必要があります。福祉事業を行う建物には、都市計画法、建築基準法、消防法等で厳しい要件がかかります。賃貸契約等の前に事前に相談してください。法令違反の状態、指定は受けられません。

指定申請において記載した配置職員が、指定数日後に退職等により配置されない事例が見受けられた場合、意図的なものと判断されると虚偽申請となります。そのような事態にならないよう、十分御注意ください。

24 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

事業所の届出情報に変更される際は、変更届の提出が必要です。

変更届の提出期限は変更日から 10 日以内です。期限遵守してください。

変更内容が、「生活介護、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の定員増」「施設入所支援の定員増」「施設障がい福祉サービスの種類の変更」「児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増」に当てはまる場合は、変更届ではなく、変更申請となります。この場合、変更申請書類の受理は月末締切で、内容審査のうえ、翌々月 1 日付け適用です。

事業所移転の際は、建物について新規申請時と同様の注意が必要ですので、予め相談してください。

25 加算届について（算定する加算項目を変更する際の主な注意点）

毎年 4 月 1 日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。

給付費（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月 15 日以前に提出された場合には翌月から、16 日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなります。

加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、速やかにその旨の届出を行うとともに、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないでください。

26 再開・廃止・休止の各届出について

再開届の提出期限は再開日から 10 日以内です。期限遵守してください。

再開にあたっては、指定基準を満たしている必要があることから、事前に相談してください。

廃止届、休止届の提出期限は廃止日又は休止日の 1 箇月前です。期限遵守してください。

廃止、休止にあたっては、現に利用している利用者への対応が求められるため、事前に相談するとともに、利用者の次の利用事業所等の確保に努めてください。

27 業務管理体制整備に関する届出について

すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単体で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。

届出先は表のように、国、愛知県、岡崎市のいずれかとなります。提出先が分からない場合は、一度お問い合わせください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局 障害保健福祉部企画課監 査指導室)	〒100 - 8916 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 厚生労働省社会・援護局 障害保健 福祉部企画課(監査指導室) TEL03 - 5253 - 1111(内線 3009)
	事業所等が岡崎市のみに 所在する事業者(障がい 児入所支援施設を除く)	岡崎市福祉部障がい福祉 課	〒444 - 8601 岡崎市十王町2 - 9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策 係) TEL0564-23-6165
	以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福 祉課 <u>岡崎市は届出先ではあ りません</u>	〒460 - 8501 名古屋市中区三の丸3 - 1 - 2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事 業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317